

内郷地区社会福祉協議会個人情報取扱要綱

第1条(目的)

この要綱は、内郷地区社会福祉協議会(以下、「内郷地区社協」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いを定め、個人の権利・利益を保護するとともに内郷地区社協事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条(定義)

この要綱において「個人情報」とはその情報に含まれる氏名、住所、電話番号、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別できる場合の情報をいう。

- 2 この要綱において「要配慮個人情報」とは、本人に対して不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報で次のようなものをいう。

- (1)人種、信条、社会的身分
- (2)病歴、障害
- (3)犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実

- 3 この要綱において個人情報を含む情報の集合物をパソコン等で検索できるようにしたものを「個人情報データベース等」といい、これを構成する個人情報を「個人データ」という。また、「保有個人データ」とは地区社協等が開示、訂正、削除等を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

第3条(責務)

内郷地区社協は、個人情報の保護に関する法律(以下、「法」という。)等を遵守するとともに、内郷地区社協活動において個人情報の保護に必要な措置を講じる。

- 2 福祉委員は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第4条(周知)

この個人情報取扱要綱は、福祉委員会等を通じ毎年福祉委員に周知する。

第5条(利用目的)

個人情報を取り扱うに当たっては利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱わない。

第6条(個人情報の取得)

個人情報を取得する時は利用の目的を明らかにし、公正な手段により取得する。要配慮個人情報の取得に当たっては本人の同意を得ることを基本とするが、法令やこれらに基づく行政通知及び体調等の情報についてはこの限りではない。

第7条(管理)

個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄する。

第8条(第三者提供等)

第三者への個人データの提供については、福祉、公益性を勘案して理事会において決定し、法に則り実施し記録する。

なお、第三者提供を受ける際は法に則り記録する。

第9条(開示・訂正)

本人は内郷地区社協に対し、保有個人データの開示を請求できる。また、その内容が事実でない時は個人データの訂正、追加、削除を請求することができる。理事会は必要な調査を行い、その結果に基づき訂正等を行う。

ただし、他の法令に違反することとなる等の場合には開示しないことができる。

第10条(苦情相談窓口)

内郷地区社協における苦情相談窓口は事務局長とする。

第11条(定めがない事項)

本要綱に定めがない事項に関しては、法等の定めにより、理事会において検討の上、対処するものとする。

第12条(要綱の改正)

この要綱は法律等の改正や社会的要請などに対応するため、必要に応じて理事会にて改正する。

付則

1 この要綱は令和4年10月25日から施行する。